

年俸・インセンティブ・赴任関係費の支払基準
(登録規程第4条(4)関係)

一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ

2025年5月15日

登録規程第4条(4)にかかる会員チーム(チームが関係する会社等を含む)が選手に対し支払う年俸・インセンティブ・赴任関係費の基準は、下記のとおりとする。

下記各金額は、消費税は別とし、所得税・住民税等の税金は含んだ(控除しない)金額とする。

記

- 1 年俸 : 新人選手の登録初年度は、上限として総支給額460万円、下限として最低賃金法を目安として定められた金額の範囲内とする。
- 2 インセンティブ : 新人選手の登録初年度は、総支給額を上限200万円とする。
インセンティブの項目・支払条件等は、各チームが定める。
- 3 赴任関係費 : 新人選手・移籍選手にかかわらず、赴任に伴う引越費用・交通費の実費とする。なお、住宅手当等の福利厚生の有無は各チームに委ねられるが、赴任に伴う支度金等の支払は、名目を問わず不可とする。